

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年5月21日

【事業年度】 第49期（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）

【会社名】 株式会社 構造計画研究所

【英訳名】 KOZO KEIKAKU ENGINEERING Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部 正太

【本店の所在の場所】 東京都中野区本町四丁目38番13号
日本ホルスタイン会館内

【電話番号】 03-5342-1100（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員財務部長 三木 隆 司

【最寄りの連絡場所】 東京都中野区本町四丁目38番13号
日本ホルスタイン会館内

【電話番号】 03-5342-1100（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員財務部長 三木 隆 司

【縦覧に供する場所】 株式会社構造計画研究所 大阪支社
（大阪府中央区淡路町三丁目6番3号
NMプラザ御堂筋ビル5階）
株式会社ジャスダック証券取引所
（東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年9月26日に提出いたしました第49期（自平成18年7月1日至平成19年6月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（6） <省略>

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式の取得ができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うことができるようにするものであります。

当社は、取締役会決議によって取締役および監査役の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

（8） <省略>

（訂正後）

（1）～（6） <省略>

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うことができるようにするものであります。

取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

会計監査人の責任免除

当社は、会計監査人の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる旨定款に定めております。これは、会計監査人が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

中間配当

当社は、中間配当について、毎年12月31日を基準日として、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことができるようにするものであります。

(8) <省略>